第八　鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。

1　鳥獣行政担当職員

鳥獣行政担当職員の配置は、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護管理事業の実施に支障のないようにする。

なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修（法第76条の規定に基づき指名される司法警察員としての研修を含む。）を行い、専門的知識の向上を図るものとする。特に、特定計画の作成、実施等の鳥獣の保護及び管理を担当する職員については、特定計画の作成及び実施に必要な専門的知識について習得を図るとともに、市町村の担当職員の資質向上への支援を図るものとし、その際には国、大学等が提供する研修等の活用を検討するものとする。特に、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、市町村の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行うことにより、鳥獣の保護及び管理に係る専門的知識の向上に努めるものとする。

また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行うものとする。

2　鳥獣保護管理員

⑴　鳥獣保護管理員の活動について

鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、普及啓発等となっている。しかし、鳥獣による農林水産業等への被害発生の状況等を背景に、地域における鳥獣の保護及び管理に関する助言・指導並びに鳥獣保護区における環境教育の推進といった新たな要請に応じる必要も生じていることから、従来からの活動を更に充実させていく必要がある。

⑵　鳥獣保護管理員の任命について

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命するものとする。特に鳥獣の保護及び管理に関する地域への専門的な助言・指導等に関する要請があることから、都道府県は、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用し、また、専門的知識等を持つ者の公募による採用についても、地域の状況に応じて実施していくものとする。さらに、地域での鳥獣の保護及び管理の必要性等を踏まえ、常時活動が求められる場合には、専門的知識等を持つ鳥獣保護管理員について、必要な報酬の確保に努めるとともに、自然環境等に関連する他の指導員制度との併任等により、必要な活動量の確保について検討するものとする。

⑶　鳥獣保護管理員の総数について

鳥獣保護管理員の総数は、地域での鳥獣の保護及び管理の必要性等を踏まえ、第10次鳥獣保護事業計画における総数と同様の人数（市町村合併前の市町村数と同様の規模）により地域に密着した活動が可能となる人数を配置することや、鳥獣の保護及び管理に関する専門的知識等を有する鳥獣保護管理員が、都道府県内の特定の地域等において専門的な助言・指導が可能となるような人数の配置又は必要な活動量を確保すること等、各都道府県での鳥獣保護管理事業の実施状況に応じた人数を配置するものとする。

⑷　鳥獣保護管理員の資質の維持・向上について

鳥獣保護管理員を対象とした研修の計画的な実施や活動マニュアルの作成等により、全員に所要の知識等を習得させるものとする。また、鳥獣保護管理員の任期を更新する際には、身体的な適性能力の確認及び研修等の実施による資質の維持・向上に努めるものとする。

3　保護及び管理の担い手の育成

鳥獣の保護及び管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえた、有害鳥獣捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

その一環として、鳥獣の保護及び管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体群管理のための捕獲等又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるように、そのための研修等に努めるものとする。

なお、保護及び管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、各都道府県狩猟者団体等の協力を得て、その実態を詳細に把握するとともに、各都道府県の実状を踏まえ、狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。

また、Ⅰ第四を踏まえ、鳥獣の保護及び管理の担い手及び鳥獣の保護及び管理に関し専門的知見を持つ人材の確保及び育成を図るため、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを積極的に活用するものとする。

4　鳥獣保護センター等の設置

傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発を含む鳥獣保護管理の拠点とすることを目的として、下記の機能を持つ鳥獣保護センター等の設置をする等、鳥獣保護管理事業計画の実施体制の整備に努めるものとする。

鳥獣保護センター等には、野生鳥獣の救護施設、展示解説施設、資料室等とともに各種調査研究や鳥獣の保護管理の支援のための機能を持たせるものとする。

5　取締り

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てて行うものとし、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じるものとする。

なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携・協力に努めるものとする。

⑴　過去５年間の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行うものとする。

⑵　狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化するものとする。

①　過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。

②　狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮するものとする。

⑶　特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。

⑷　氏名等の記載が無く違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置等の捜査を行うものとする。

⑸　鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施するものとする。

⑹　我が国に生息する鳥類を登録票あるいは標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。

⑺　取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員の動員体制を整備するものとする。

⑻　狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、各都道府県の狩猟者団体等の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努めるものとする。

⑼　任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的なかく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努めるものとする。